

**開智幼稚園の認定こども園移行に係る  
整備運営法人募集要項**

**平成28年7月  
京 都 市**

## 目 次

1 趣 旨 .....	1
2 開智幼稚園の概要 .....	2
3 認定こども園整備に供する用地の概要 .....	3
4 整備・運営条件 .....	4
5 申請資格 .....	4
6 整備運営法人選定スケジュール .....	5
7 質疑及び申請方法 .....	6
8 整備運営法人の選定等 .....	9
9 整備運営法人選定後の手続 .....	10
10 その他 .....	16
11 問い合わせ先 .....	16

## 1 趣旨

京都市立開智幼稚園の歴史は、明治2年に地域住民の尽力により全国初の小学校として開設した64の番組小学校のうち、下京第11番組小学校を起源とする下京区第13尋常小学校（のちの開智小学校）の保育科として、明治21年4月に附設開園したところまで遡ります。明治26年4月には名称を「開智幼稚園」と定め、現在に至るまで地域の幼児教育施設として親しまれてきました。

地域の皆様にはこれまで一貫して、「地域の活性化には次代を担う子ども達の方が欠かせない」という思いで、開智幼稚園を支援していただいております。例えば、現在の園舎は昭和43年10月に完成したものですが、建設に当たっては、開智自治連合会から多大の御協力をいただきました。また、地価高騰等に伴う都心部の人口減少により開智小学校が閉校となり（平成4年3月），開智幼稚園の園児が減少した際には、開智自治連合会の主催で3歳児を対象とした「おひさま教室」を開始することで、園が活性化したこともありました。

その一方で、開智幼稚園では、未就園児と保護者を対象とした「教育相談」，「園庭開放」といった地域の子育て支援を実施しており、また、「区民体育祭」や「敬老会」，「夏祭り」，「開智子どもみこし」といった地域活動に積極的に参加するなど、地域の活性化に貢献してまいりました。

以上のように、開智幼稚園は地域と共に歩みを進めてまいりましたが、近年の共働き世帯の増加などの社会情勢の変化に伴い、保育ニーズが高まっている状況を踏まえ、開智自治連合会から、地域の子育て家庭に真に必要とされる施設として、「幼保連携型認定こども園」に、早期に移行するよう求める要望が本市に提出されました。

本市としても、増加する地域の保育ニーズに対応できる幼保連携型認定こども園への移行には、大きなメリットがあると考えますので、これまでの開智幼稚園の歴史を十分に理解し、地域に根差した開智幼稚園の伝統を引き継ぐ認定こども園を、整備・運営する法人（以下「整備運営法人」という。）を募集するものです。

整備運営法人の選定は、公募型プロポーザル方式により実施することとし、整備運営法人を選定するために必要な事項は、本要項に定めることとします。

## 2 開智幼稚園の概要

### (1) 名称・所在地等 ※別添位置図参照

名称	所在地	設置年月	定員
京都市立開智幼稚園	京都市下京区麁屋町通仏光寺下る鍋屋町248-2	明治21年4月	90人

※ 幼稚園の入口は、京都市下京区御幸町通仏光寺下る橘町437

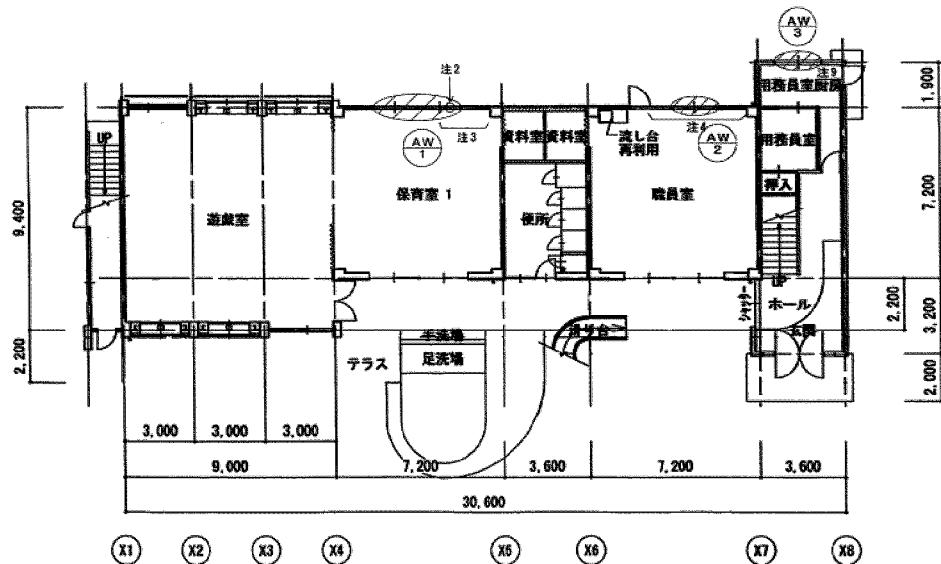
### (2) 園児数（平成28年5月1日現在）

3歳児	4歳児	5歳児	合計
22人	4人	16人	42人

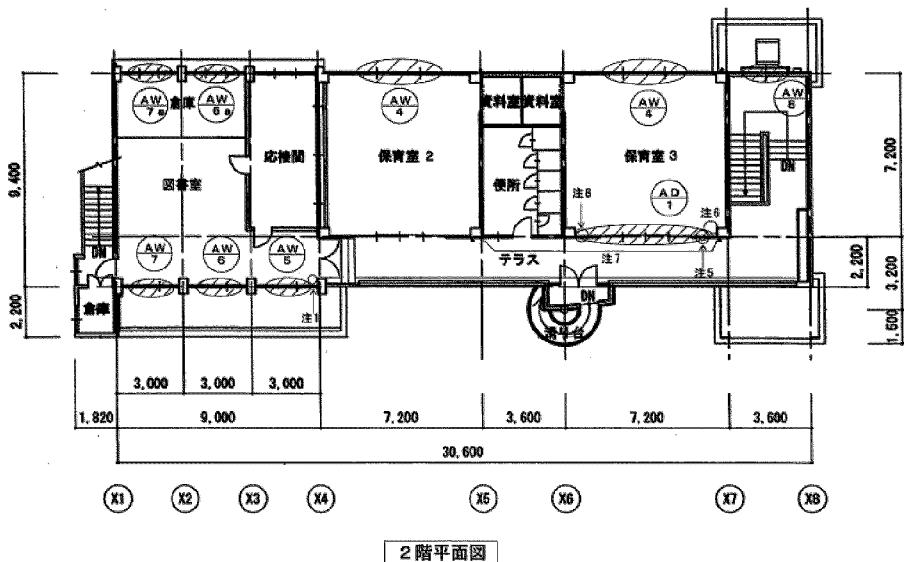
### (3) 現開智幼稚園施設の概要

主な施設概要	遊戯室、保育室、園庭等
建築年次	昭和42年9月
床面積	586m <sup>2</sup>
園庭面積	446m <sup>2</sup>
備考	鉄筋コンクリート造2階建て (耐震改修済)

【建物平面図】



1階平面図



2階平面図

※ 申請のために、平面図及び立面図等の閲覧を希望される方は、事前に電話のうえ御来庁ください。

#### <連絡先>

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井）

電話 075-251-2390

#### <閲覧場所>

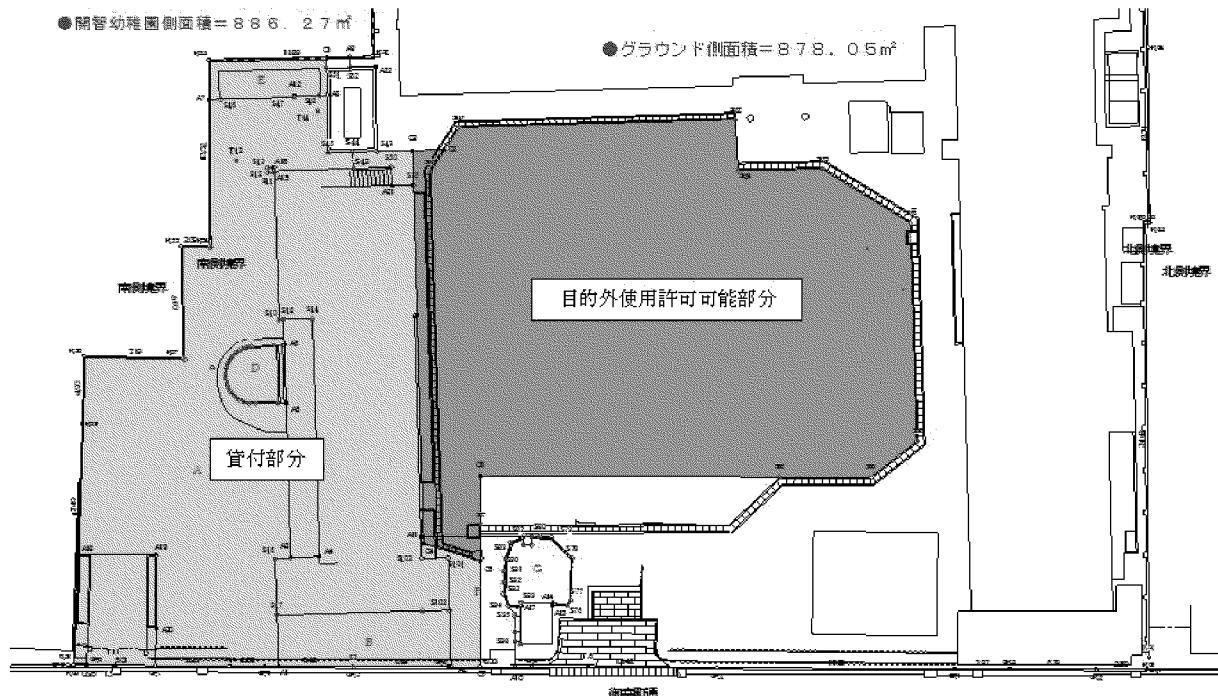
京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井）

### 3 認定こども園整備に供する用地の概要

敷地面積	886.27m <sup>2</sup> ただし、別途、学校歴史博物館グラウンドのうち、約878m <sup>2</sup> を目的外使用許可により使用可能。
用途地域等	商業地域、準防火地域、15m第4種高度地域、特別用途地区（職住共存地区）、旧市街地型美観地区
建ぺい率	80%
容積率	400%

## 【敷地概要】拡大図は、別添敷地図参照



### ※ 賃付部分について

- ・京都市と定期借地契約を締結し、使用するもの。
- ・構造物や移動できない物（倉庫等）は、この範囲内に設置すること。

### ※ 目的外使用許可可能部分について

- ・京都市教育委員会事務局から目的外使用許可を受けて使用するもの。
- ・園庭として使用可能。ただし、具体的な使用範囲、使用方法等については、学校歴史博物館、開智自治連合会、整備運営法人の三者で協議のうえ決定すること。
- ・構造物や移動できない物（倉庫等）は設置しないこと。また、グラウンドの使用後には、物を全て片付けることとし、放置しないこと。

## 4 整備・運営条件

別紙1 「認定こども園整備・運営に係る基本事項」を遵守すること。

## 5 申請資格

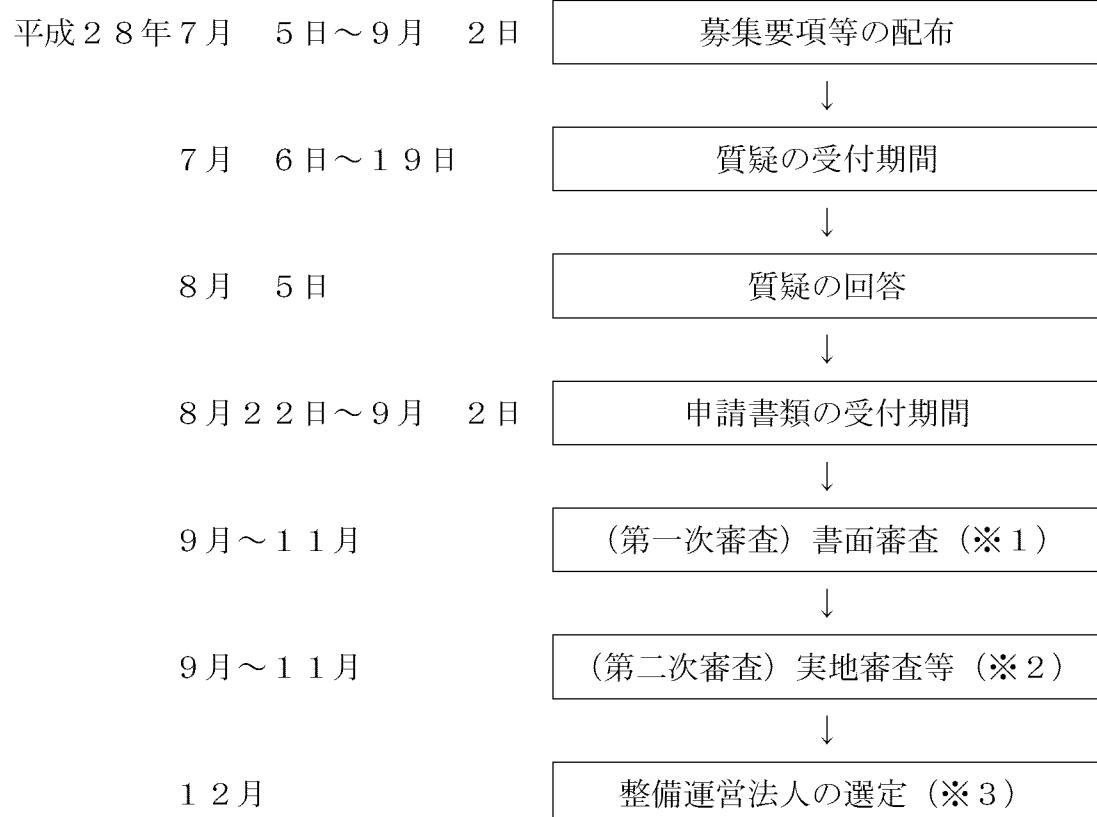
申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人とします。

- (1) 申請日時点において、認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所を京都市内

で運営している学校法人又は社会福祉法人であること。

- (2) 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人が京都市暴力団排除条例第2条第4号イに該当する「暴力団員等」でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 法人又はその代表者が租税公課を滞納していないこと。

## 6 整備運営法人選定スケジュール



(※1) 申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。

(※2) 申請者が多数の場合は、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。

(※3) 審査の結果、該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順に関わらず、再公募を行う場合があります。

## 7 質疑及び申請方法

### (1) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

#### ア 質疑の方法

質疑の方法	提出期間及び場所
質疑の要旨を簡潔にまとめ、電子メールで送信していただかずか、持参してください。	<p>① 受付期間 平成28年7月6日（水）～19日（火） 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土日祝及び正午から午後1時までを除く。）</p> <p>② 受付場所等 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井） 電子メールアドレス hoiku@city.kyoto.lg.jp</p> <p>※上記期間以外は、質問を受け付けません。</p>

#### イ 回答

8月5日（金）までに質疑回答書を各質疑者に電子メールで送信とともに（着信確認の返信をすること。），保育課のホームページ（京都市情報館）に掲載します。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、各質疑者に別途連絡します。

## (2) 現地見学会の実施

### ア 実施期間

平成28年7月6日（水）～19日（火）

※ 幼稚園の教育活動を優先するため、時間や人数は調整のうえ、決定します。

### イ 申込方法

平成28年7月11日（月）午後5時までに、下記連絡先まで電話にて申込みを行ってください。事前申込みがない場合は、現地見学をすることはできません。

<連絡先>

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井）

電話 075-251-2390

## (3) 申請方法

下記により、書類を提出してください。

### ア 提出書類

別紙3「提出書類一覧」のとおり

### イ 提出期間

平成28年8月22日（月）～9月2日（金）

受付は午前9時から午後4時まで（土日祝及び正午から午後1時までを除く。）

### ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ御来庁ください。

## **エ 提出場所**

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1

井門明治安田生命ビル3階

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井）

電話 075-251-2390

## **(4) 関係法令の遵守**

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

## **(5) 追加書類の提出**

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

## **(6) 著作権の帰属等**

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は整備運営法人の選定の公表等の際には、申請書類の内容を無償で使用できるものとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

## **(7) 費用の負担**

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

## **(8) 資料の取扱い**

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

## **(9) 留意事項**

開智認定こども園（仮称）整備・運営法人選考評価等委員会委員に対して、本件に関する接触（直接、間接を問わない。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

## 8 整備運営法人の選定等

### (1) 整備運営法人の選定方法

整備運営法人の選定に当たっては、次のとおり審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が整備運営法人として選定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

#### ア 第一次審査（書面審査）

「書面審査の項目及び基準」（別紙4）に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点（0点～2点）を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数（1～2）を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

審査項目（大項目）の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点、事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点、整備計画に係る審査項目の得点小計を50点満点として得点を換算します。

申請者が多数の場合は、第一次審査（書面審査）の結果により、第二次審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員に文書でお知らせします。

#### イ 第二次審査（実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査）

実地審査（別紙5）の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。

実地審査、プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで、第一次審査（書面審査）の評価点を補正し、合計の得点（200点満点）をもって、申請者の総得点とします。

	運営実績に 係る配点	事業計画に 係る配点	整備計画に 係る配点	計
書面審査	25点	75点	50点	150点
実地審査	50点	—	—	50点
計	75点	75点	50点	200点

## (2) 審査結果

審査結果については、平成28年12月頃に、申請者全員に文書で通知します。

## (3) 整備運営法人の選定等の公表

整備運営法人の選定後、申請の概況（経過、申請者名等）、審査内容の概要等について公表することがあります。

## (4) 市会の議決に係る事項

今後、京都市会に京都市立幼稚園条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合、認定こども園への移行に係る事務を停止する場合があります。また、整備運営法人の選定までに、市会の議決を得られていない場合は、整備運営法人候補者として、整備運営法人の候補となる法人を選定し、仮基本協定書を取り交わすこととなります。その際、市会の議決を得るまでの間に整備運営法人候補者が、「5 申請資格」に規定する資格を満たさないこととなったときは、整備運営法人に選定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合等において、整備運営法人候補者が認定こども園への移行に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ御了承ください。

## 9 整備運営法人選定後の手続

### (1) 基本協定書の締結

別紙1「認定こども園整備・運営に係る基本事項」を内容とした協定を締結したうえで、基本事項を遵守していただきます。整備運営法人選定後に基本事項の違反が認められた場合は、催告その他の手続を経ることなく直ちに基本協定を破棄し、本市から損害の賠償を整備運営法人に請求できるものとします。

なお、基本協定を破棄したときは、整備運営法人選定手続において、破棄された基本協定に係る整備運営法人の次に評価の高かった者を新たな整備運営法人とすることができます。この場合においては、新たな基本協定を締結するこ

ととします。当該新たな基本協定が破棄されたときも同様とします。

## (2) 三者協議会

地元等の意向を十分に踏まえた整備・運営となるよう、整備運営法人選定後から、地元、行政及び整備運営法人による三者協議会を開催します。また、認定こども園の運営開始から1年間は、上記三者に保護者代表を加えた四者協議会を開催します。

なお、三（四）者協議会の設置、運営に係る経費は、整備運営法人の負担とします。

## (3) 既存建物等の解体撤去

本市と整備運営法人との間で、園舎その他認定こども園の施設整備に当たり支障となる構造物等の解体撤去に係る覚書を締結したうえで、整備運営法人の負担により、解体撤去を行っていただきます。

なお、土地の貸付料の算定に際しては、価格形成要因として考慮します。

## (4) 土地貸付契約（本要項中「3 認定こども園整備に供する用地の概要」に記載している「貸付部分」に係る土地の貸付契約）

### ア 契約の形態

（ア）土地貸付契約については、借地借家法第22条（一般定期借地権）の規定に基づく定期借地契約を締結します。

（イ）契約期間の終了に当たっては、契約の更新はありません。ただし、本市との協議により、再契約することがあります。

（ウ）整備運営法人は本市に対して、借地借家法第13条の規定に基づく建物その他土地に付属させたものの買取を請求することはできません。

（エ）整備運営法人が敷地上に所有する建築物及び土地の定着物（以下「建築物等」という。）については、契約期間満了のときは満了の日までに、又は契約が解除されたときは本市が指定する期間内に、整備運営法人の負担により、すべて撤去したうえで本市に土地を返却することとします。ただし、建築物等を撤去する必要がないと本市が認める場合は、この限りでは

ありません。

(オ) 公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費は、整備運営法人の負担とします。

#### イ 定期借地契約期間

平成29年（2017年）4月1日から平成79年（2067年）3月31日までの50年とします。

#### ウ 定期借地契約の貸付料

##### (ア) 貸付料の額の決定

貸付料の額は、不動産鑑定評価により決定します。現在、不動産鑑定評価を依頼中のため、評価結果が出次第、別途保育課のホームページ（京都市情報館）で公表します。

##### (イ) 貸付料の改定

最初の改定は平成32年4月に行い、その後は3年ごとに行うものとします。改定後の貸付料は、従前の貸付料に修正率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とします。修正率は、貸付料の改定を行う年度の初日の属する年（以下「改定年」という。）の前年の固定資産税路線価（以下「路線価」という。）を、改定年の4年前の路線価で除した数値（ただし、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。）とします。貸付料の改定を行う場合は、整備運営法人に対し、貸付料の改定日の1箇月前までに、書面により改定後の貸付料を通知します。

上記の規定にかかわらず、社会情勢に大幅な変動があった場合及び近隣類似の土地の貸付料と比較して著しく不相応となった場合は、両者協議のうえ、貸付料を見直すことができるものとします。

##### (ウ) 貸付料の減額

定期借地契約期間のうち、当初6年間の貸付料は、(ア)及び(イ)に定

める貸付料の額に4分の1を乗じた額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とします。

なお、減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることとします。

#### (エ) 支払い時期等

貸付料の支払いは、当該年度分を本市が発行する納入通知書により、毎年4月30日までに支払わなければなりません。

### エ 保証金

整備運営法人は、契約の締結に当たって定めた貸付料（ウ（ウ）に定める減額の期間にあっては、減額前の貸付料をいう。以下同じ。）の2年分に相当する額の保証金を引渡しまでに支払わなければなりません。

#### (ア) 保証金の額の改定

貸付料が、改定により当初の額の2倍以上の金額となったときは、保証金について、2倍以上となった年の額と既納の額との差額に相当する額の追加の保証金を支払っていただきます。貸付料が、更に2倍となったときも同様とします。

なお、改定により貸付料が低下した場合、保証金の返還は行いません。

#### (イ) 充当のあった場合の保証金の追加支払い

保証金の全部又は一部を金銭債務へ充当した場合において、これらの事由の生じた年の貸付料により積算した保証金の額が既納の保証金の充当後の残余の額を上回ったときは、その差額に相当する保証金を支払っていたきます。

#### (ウ) 保証金の返還

契約期間が満了したとき又は本市が契約を解除したときは、建築物等の撤去及び土地の明渡しの完了を確認したうえで保証金を返還します。なお、

建築物等を撤去する必要がないと本市が認める場合は、この限りではありません。

本市が保証金を返還する場合において、整備運営法人に、貸付契約に基づく本市への金銭債務があるときは、本市は、当該金銭債務の弁済に保証金を充当することができ、整備運営法人はこれに異議を申し立てることができないものとします。

なお、返還する保証金には利息を付しません。

#### オ かし担保

整備運営法人は、貸付契約の締結後、貸し付けた財産に数量の不足その他の隠れたかしのあることを発見しても、貸付料の返還若しくは減免又は損害賠償の請求をすることができないものとします。

#### カ 契約解除

本市は、次に掲げる事由に該当する場合は、催告その他の手続を経ることなく直ちに契約を解除し、違約金（貸付料の 1 年分相当額）を請求することができるものとします。この場合において、本市に違約金を超える損害が生じたときは、その損害の賠償を整備運営法人に請求できるものとします。

なお、既納の貸付料及び保証金があるときは、当該貸付料及び保証金をこれに充当するものとします。

(ア) 期限までに保証金が納入されないとき。

(イ) 整備運営法人が、正当な理由なく貸付料の支払いを 3 月以上滞納したとき。

(ウ) 契約の手続において提出した書類又はヒアリング等における説明に虚偽又は重大な誤りのあったことが判明したとき。

(エ) 三（四）者協議会で合意した内容の全部又は一部について、三（四）者協議会での協議による承諾なしに変更し、又は正当な理由なしに合意した履行期日を超えて実施しないとき。

(オ) 「5 申請資格」に規定する資格を満たさないこととなったとき。

(カ) その他契約に定める重要な義務に違反したとき。

#### キ 文化的財産（石塀）の取扱い

当該土地には文化的財産（石塀）が存置していますが、これは土地貸付後も教育財産として残るものであり、貸付契約の対象には含まれません。教育委員会事務局と整備運営法人との間で覚書を締結したうえで、教育委員会事務局の指示に従い、整備運営法人が適切に維持管理することとします。

#### (5) 学校歴史博物館グラウンド（本要項中「3 認定こども園整備に供する用地の概要」に記載している「目的外使用許可可能部分」に係る土地）の目的外使用許可

##### ア 使用範囲及び期間

学校歴史博物館、開智自治連合会、整備運営法人の三者で協議のうえ、京都市教育委員会が定めます。

なお、園庭として日常的に使用を希望する範囲及び面積については、応募時の提出書類の様式48の添付書類の配置図に記載してください。

##### イ 使用料

有償とします。ただし、当初6年間の使用料は、京都市公有財産及び物品条例に基づき算出した額に4分の1を乗じた額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とします。

なお、減額期間終了後の取扱いについては、協議のうえ、定めることとします。

##### （参考）目的外使用料（平成28年度）について

	4分の1の場合
継続使用の場合（1m <sup>2</sup> 当たり・1日）	約4.6円
一時使用の場合（1m <sup>2</sup> 当たり・1日）	約9.3円

※ 平成29年度以降の使用時には、京都市公有財産及び物品条例に基づき改めて算出します。

※ 「継続使用」とは、1箇月以上継続して使用する場合をいい、「一時使用」とは、1箇月に満たない使用の場合をいいます。

ウ 使用許可期間開始時期

平成29年4月1日

エ 留意事項

学校歴史博物館は、災害時の避難所に指定されているため、災害時には一時的に園庭として使用できなくなる場合があります。

**【参考】整備運営法人選定後のスケジュール**

平成28年12月頃	基本協定の締結
12月～平成29年3月頃	三者協議会（整備内容）
平成29年 4月	土地貸付契約
4月～平成30年3月頃	三者協議会（施工、運営等） 認定こども園整備工事
平成30年 4月	認定こども園開園
平成30年 4月～平成31年3月	四者協議会（運営、地域連携）

※ 四者協議会とは、上記の三者協議会に保護者代表を加えたもの。

**10 その他**

認定こども園の整備・運営に当たっては、新たな雇用の創出に資するよう努めてください。また、可能な限り京都市内の事業者や市内産木材を活用するなど、地域経済に貢献するよう努めてください。

**11 問い合わせ先**

京都市保健福祉局子育て支援部保育課（担当：福田、中井）

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950

電子メールアドレス hoiku@city.kyoto.lg.jp

## 認定こども園整備・運営に係る基本事項

### I 認定こども園整備・運営等

1 認定こども園整備・運営	
施設の名称	名称に「開智」を含むこと。
地域連携等	<p>整備・運営に当たっては、開智幼稚園の歴史と伝統を引き継ぎ、開智自治連合会と十分に連携するとともに、近隣との良好な関係の構築に努めること。</p> <p>洛央小学校との連携を継続すること（内容は洛央小学校と協議）。</p>
施設整備	<p>既存建物解体後に新園舎を建設すること。</p> <p>2・3号認定子どもについては、定員の20%までの定員外入所受入れを想定した整備計画とすること。</p> <p>保育ニーズの状況に応じて、将来的に増築等により、更に受入枠を拡大できるような整備計画とすること。</p> <p>目的外使用許可可能部分については、構造物や移動できない物（倉庫等）は設置しないこと。</p> <p>グラウンドの使用後には毎日、物を全て片付け、放置しないこと。</p> <p>また、目的外使用許可を受ける際は、その範囲や期間について、学校歴史博物館（京都市教育委員会）、開智自治連合会、整備運営法人の三者で協議すること。</p> <p>駐輪スペースを十分に確保することに加え、保護者への指導を徹底するなど、送迎車両対策に万全を期し、路上駐車等により近隣に迷惑が掛かることがないようにすること。</p> <p>新園舎建設工事のため、学校歴史博物館敷地側境界付近に設置されている花壇を撤去する必要がある場合、その復旧方法については三者協議会で協議すること。なお、復旧する場合の費用は整備運営法人の負担とする。</p> <p>新園舎の屋上に学校歴史博物館グラウンド照射用の夜間照明の設置を認めること。</p> <p>和室を設置し、子どもが伝統文化（茶道など）に触れる機会を設けること。</p> <p>なお、設置する和室については、ほかの目的でも使用することができるものとする（休憩室など）。</p>
定員・運営	<p>平成29年度に施設を整備し、平成30年4月1日に幼保連携型認定こども園を開園させること。</p> <p>定員設定は次の条件すべてを満たすこと。</p> <p>①1号認定：45人。ただし、3歳児から5歳児までの3年保育を実施すること。</p> <p>②2・3号認定：90人（定員の20%未満の定員外入所を受け入れること。）</p> <p>ただし、運営開始後の状況を勘案した本市の要請があった場合、整備運営法人は増築等により定員を更に拡大するものとする。また、本市及び開智自治連合会と協議のうえ、1号認定枠を2・3号認定枠に振り替えることがあるものとする。</p> <p>開智幼稚園の通園区域の考え方を引き継ぎ、別紙2に記載の規定を認定こども園運営規程に盛り込むこと。</p> <p>1号認定子どもの入園募集時期については、京都市教育委員会と協議のうえ決定すること。</p> <p>平成29年度末時点で楊梅幼稚園に通園する開智幼稚園通園区域の園児が、平成30年4月の認定こども園開園時に転園を希望した場合は、優先的に受け入れること。</p> <p>就学前までの6年間（1号認定子どもにあっては3年間）を見通した教育・保育を実施すること。</p>
維持管理	文化的財産（石塀）は教育財産であり、教育委員会事務局の指示に従い、適切に維持管理すること（教育委員会事務局との間で覚書を締結）。
開所時間	月曜日から土曜日まで、11時間以上の開所時間を確保すること。ただし、1号認定子どもの保育時間についてはこの限りでない。

休園日	日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）のみとすること。ただし、1号認定子どもについてはこの限りでない。
一時預かり	一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること(現在の開智幼稚園と同程度以上の内容とする)。
乳児保育	産休明け（生後57日）保育を実施すること。
保健・衛生	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること。 学校保健安全法第13条に基づき、健康診断を実施すること。健康診断の内容については、学校保健安全法施行規則に従うこと。
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること。 AEDを設置し、定期的に救急救命に関する研修を行うこと。
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること（苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）。
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと。

## 2 職員について

職員数	本市の基準に基づく保育教諭等を確保すること。 障害児認定区分に応じた職員加配基準に基づき保育教諭等を配置すること。
施設長	施設長に専任し、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条」に定める園長の資格を有すること。
保育教諭	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項」に定める保育教諭を確保すること。
その他	職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと。

## 3 その他

第三者評価の受審	運営開始後、3年内に第三者評価を受審し、結果を公表すること。
三(四)者協議会の設置	整備運営法人決定後から運営開始1年後までの間、三(四)者協議会（開智自治連合会、保護者代表（運営開始後）、整備運営法人、本市）を設置し、施設の設計・施工、地域連携、運営内容等について協議すること。
情報開示	認定こども園の運営状況、法人の経営状況等をホームページに掲載するなど、積極的な情報開示に努めること。
基本事項の遵守状況の検証	本市が運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求めに応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときには協力すること。
内容の変更	基本事項の内容を変更する場合は、開智自治連合会及び保護者代表の了解を得たうえで、本市の同意を得ること。
基本事項に違反した場合の取扱い	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市からの損害賠償請求に応じること。 運営開始後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により基本協定を解除した場合は、他の法人等が当該認定こども園の運営を行うまでの間、利用者の教育・保育を保障すること。
保護者対応	保護者の要望に誠実に対応すること。
その他	現在法人が運営する既設の認定こども園又は保育所の2・3号定員を廃止又は縮小しないこと。 本件認定こども園の運営を他の法人等に委託しないこと。

## II 教育・保育内容等

保育内容全般	幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、適切な運営を行うこと。
--------	------------------------------------

引継ぎ	現在開智幼稚園が実施している教育内容及び地域子育て支援事業を引き継ぐこと。ただし、引継ぎの方法は、別途協議するものとする。
障害児保育	京都市民間保育園障害児受入促進事業及び京都市民間保育園障害児保育対策費を活用し、障害児保育を実施すること。また、就学支援シート事業を活用し、小学校との連携強化に努めること。
配慮の必要な子どもの受け入れ	アレルギーのある子どもも、障害児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子どもも、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること。
給食・調理	<p>児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、食育計画に基づき食事の提供を行うこと。</p> <p>月曜日～土曜日において、自園の調理室において調理した給食（主食を含む）を提供すること。ただし、1号認定子どもについてはこの限りでない。</p> <p>栄養士による献立作成を行うこと。</p> <p>食物アレルギー等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと。</p>
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談、教育相談等、地域子育て支援事業を実施すること。

第〇条 「当園」は、1号認定子どもに係る支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

- (1) 利用申込があった1号認定子どもの数及び現に「当園」を利用している1号認定子どもに係る園児の総数が、第●条第●号に規定する利用定員の総数を上回る場合
  - (2) 利用要請があった2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び現に「当園」を利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに係る園児の総数が、第●条第●号及び第●号に規定する利用定員の総数を上回る場合
  - (3) 当園の現員からは利用申込に応じきれない場合
  - (4) その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合
- 2 前項第1号の事由により支給認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、「当園」の設立経過等に基づき、次の(1)から(3)までの順により入園児童の選考を行う。ただし、各号に掲げる児童についての選考は、抽選によるものとする。
- (1) 別表上欄に掲げる町に居住する児童
  - (2) 別表下欄に掲げる町に居住する児童
  - (3) その他の児童
- 3 「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った支給認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

別表

貞安前之町、中之町、恵美須之町、京極町、大寿町、丸屋町、橘町（御幸町通高辻上る）、桙屋町、八文字町、俵屋町（麸屋町通綾小路下る）、鍋屋町、鍵屋町、徳正寺町、塗師屋町、筋屋町、恵美須屋町、奈良物町、立売東町、足袋屋町、塩屋町、大黒町、仏光寺東町、茶磨屋町、雁金町

相之町、朝妻町、安土町、綾材木町、石不動之町、和泉屋町、市之町、糸屋町、因幡堂町、稻荷町（河原町通四条下る）、稻荷町（間之町通高辻下る）、岩戸山町、植松町、扇酒屋町、大江町、大堀町、大政所町、御旅町（うち四条通より南）、鍛冶屋町、柏屋町、堅田町、上鱗形町、上柳町、亀屋町、官社殿町、菅大臣町、菊屋町、吉文字町、釘隠町、小石町、幸竹町、小島町、斎藤町、材木町、三軒町、山王町、塩竈町、清水町、下鱗形町、下材木町、下柳町、俊成町、順風町、新開町、真町（うち四条通より南）、神明町、水銀屋町（うち鳥丸通より東）、杉屋町、須浜町、泉正寺町、善長寺町（うち綾小路通より南）、船頭町、高材木町、高辻町、高橋町、竹屋町、竹屋之町、立売中之町、立売西町、玉津島町（うち松原通より北）、玉屋町、俵屋町（堺町通五条上る）、忠庵町、葛籠屋町、天王町、天満町、童侍者町（うち綾小路通より南）、灯篭町、富永町、中野之町（うち松原通より北）、永原町、長刀鉾町（うち四条通より南）、難波町、匂天神町、西橋詰町、西前町、二帖半敷町、博多町、白楽天町、橋本町（うち四条通より南）、繁昌町、東前町、樋ノ下町、深草町、福田寺町、仏光寺西町、舟鉾町、骨屋町、堀之内町、本覚寺前町、本灯篭町、松川町、松原中之町、松屋町、万里小路町、万寿寺町、万寿寺中之町、御影堂前町、御影町、美濃屋町、宮川筋二丁目、宮川筋三丁目、宮川筋四丁目、宮川筋五丁目（うち松原通より北）、元悪王子町、本上神明町、本神明町、薬師前町、矢田町（うち綾小路通より南）、藪下町（うち松原通より北）、夕顔町、弓矢町（うち松原通より北かつ大和大路通より西）、吉水町（不明門通松原下る）、芦刈山町（うち綾小路通より南）、綾西洞院町、綾堀川町（うち堀川通より東）、永養寺町、風早町、喜吉町、荒神町、五軒町（うち堀川通より東）、住吉町、太子山町、高辻西洞院町、橘町（松原通；うち松原通より北）、天神前町（うち松原通より北）、木賊山町、西綾小路西半町（うち綾小路通より南）、西綾小路東半町（うち綾小路通より南）、西高辻町、舟屋町、麓町、本柳水町、要法寺町、吉水町（仏光寺通；うち堀川通より東）

（以上、全て京都市下京区）

## 提出書類一覧

**1 事業者の概要・財務状況等 ◎実名で作成してください。**

提出書類	主な記載事項	様式	部数
応募申請書	応募の意思	A	1
申請資格及び事業者の連絡先	申請資格の有無、担当者名、役職、電話番号等	B	1
事業者の概要	(1) 沿革 ※ 既存のもので可。ただし、時系列で記載し、事業内容についても具体的に記入されたもの  (2) 代表者の履歴  (3) 役員名簿 ※ 既存のもので可。ただし、他団体の役員を兼ねている場合は、団体名と役職を記載する。氏名にはフリガナを付してください。  (4) 法人の概要 ※ 既存のもので可。	任意	1 1 1 1
認定こども園整備・運営に係る基本事項確認票	内容を確認し、チェック欄に☑を入れてください。	C	1
定款規約等の写し	最新のもの	—	1
法人登記簿謄本	申請日前3箇月以内に発行されたもの	—	1
法人の印鑑証明書	申請日前3箇月以内に発行されたもの	—	1
現在運営している認定こども園・保育園・幼稚園の状況等	平成26、27年度の年間事業報告書、年間利用状況報告書 ※ 法人及び施設のパンフレット等があれば添付してください。	任意	1
決算書類等の写し	(1) 平成26、27年度の決算書類等の写し ※ 社会福祉法人は、資金収支計算書（法人全体分）、事業活動収支計算書（法人全体分）、貸借対照表（法人全体分）、財産目録（法人全体分）、附属明細書（法人全体分） ※ 学校法人は、上記に準じる書類 ※ 現在経営する施設（運営受託施設を含む。）の決算書類も含む。  (2) 平成26、27年度の補助金、公的機関からの融資、寄附金等の状況	— 任意	1 1

納税証明書等	<p>&lt;法人分&gt;</p> <p>各税、料金等の未納のないことの証明書</p> <p>(1) 国税（法人税及び消費税）</p> <p>(2) 市税（本市に事業所がある場合に法人市民税及び固定資産税）</p> <p>(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。</p> <p>&lt;法人代表者分&gt;</p> <p>(4) 国税（所得税）</p> <p>(5) 市税（市民税及び固定資産税）</p> <p>(6) 水道料金・下水道使用料納付証明書 (法人代表者の住所が本市である場合のみ) ＊ (1)(2)(4)(5)については平成28年1月1日以降に発行された平成26, 27年度分の原本を提出してください。</p>	D	1
暴力団員等に該当しないことの誓約書	法人が暴力団員等に該当しないことの誓約書	E	1

**2 運営実績、事業計画及び整備計画 ◎匿名で作成してください。**

- 各様式、添付書類を8部ずつ提出してください。
- 基本的には、実地審査受入希望園の運営状況について記載してください。  
ただし、各項目の内、法人全体を想定した項目（「※」の項目。様式27は（参考）のみ）については、法人全体の運営状況について記載してください。
- 幼稚園のみを運営する法人については、項目番号「2, 3, 10, 11, 13, 17, 18」が対象とならない場合は、審査対象外としますので、提出は不要です。

項目番号	項目	添付書類（書類がない場合は添付不要）	様式
<b>【運営実績】</b>			
1	組織内連携		1 ※
2	監査指摘状況	指導監査指摘事項（法人運営、施設運営、利用者処遇）	2 ※ ※
3	監査指摘に対する改善状況	指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書（法人運営、施設運営、利用者処遇）	
4	事故及び不祥事	事故及び不祥事の詳細が分かる書類（例：事故報告書、役員会等での説明資料）	3 ※
5	管理者の責任とリーダーシップ		4
6	会計処理	会計処理規程（経理規程等）	5
7	資金収支及び事業活動収支の状況		6 ※
8	記録の管理状況		7
9	外部評価	外部評価等（第三者評価等）の評価結果（概要部分のみ）	8
10	苦情解決	(1)苦情対応マニュアル 等 (2)第三者委員会の設置要綱、名簿 等	9
11	プライバシー保護	利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアル	10
12	人材育成	平成28年度研修計画	11
13	法令遵守	守るべき法、規範、倫理等を明文化したもの	12
14	情報公開	(1)情報開示のマニュアル (2)利用者に対してサービス内容等を紹介した資料（お便り、パンフレット等） (3)ホームページの構成、概要	13 ※
15	地域との連携		14
16	教育・保育の方針		15
17	乳児の保育		16
18	個別事情に配慮した給食		
19	職員（正規職員等）の人数		17
20	職員の勤続年数		
21	技術の向上	教育・保育の計画	18
22	意思決定		19

項目 番号	項目	添付書類（書類がない場合は添付不要）	様式
【事業計画】			
23	施設の運営理念等		20
24	地域との連携		21
25	地域における子育て支援		22
26	利用者の尊重		23
27	運営計画①②③		24
28	情報開示		25 ※
29	利用者の意見反映	利用者の意見や満足度を把握した調査結果（当該施設の直近の調査結果。当該施設の調査結果がない場合は法人として直近に実施した調査の結果）	26
30	教育・保育の質の確保・向上	これまでの教育・保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書類	27 ※
31	配慮が必要な児童への対応		28
32	中長期計画		29
33	近隣への配慮		30
34	職員の配置計画		31
35	働きやすい職場環境		32
36	職員の人事考課		33
37	職員の人材確保・育成	当該施設の職員に対する研修の計画	34
38	人材育成への貢献		35
39	職員の勤務体系・給与体系	(1)服務規程（就業規則） (2)非常勤職員就業規則 (3)給与規程	36
40	運営の健全性		37
41	内部牽制体制		38 ※
42	事故防止	事故防止マニュアル等	39
43	緊急時の対応	緊急時の対応に関するマニュアル	40
44	感染症等の対応	(1)感染症予防対策のためのマニュアル (2)食中毒予防対策のためのマニュアル	41
45	衛生管理		42
46	災害対策	非常災害時の対応に関するマニュアル	43
47	基本財産		44
48	現金、預貯金等		
49	積立金等		
50	借入金の状況		45
51	資金計画	工事費概算見積書	46
52	その他のP R事項		47 ※
【整備計画】			
53	整備内容①②③④⑤⑥	配置図、平面図、立面図、断面図、外観パース、内外仕上表	48
54	整備事業の実施体制		49
55	地域経済への貢献		50

\* 添付書類はA4サイズに印刷（可能な限り両面印刷）し、法人名等が記載されている場合は、当該箇所を黒塗り等により塗りつぶしてください。

### 3 実地審査（自己評価）

様式	提出書類	主な記載事項	部数
別紙5	実地審査	自己評価したもの（該当する項目に「○」を記入したうえで、「評価」欄を記入。「具体的取組・特記事項」欄に具体的な取組内容等を記入）を提出してください。	8
実地審査参考資料	実地審査の受入を希望する認定こども園、認可幼稚園又は認可保育所の各クラスの状況	クラス担任の職員が記入して提出してください。	各クラス 8部

## 書面審査の項目及び基準

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点
運営実績 (応募法人 の状況)	1 応募法人の 組織内連携	1 組織内連携	・役員会、本部、事業所間で緊密な連携が図られているか。	210	1	2
	2 応募法人の 運営管理体制	2 監査指摘状況(※)	・行政等による指導監査を受けている場合、過去2年間の監査において文書による指摘件数が少なく、重大な指摘内容がなかったか。	210	1	2
		3 監査指摘に対する改善 状況(※)	・監査指摘事項について改善検討が行われ、改善状況報告書に基づき実際に改善されているか。	210	1	2
		4 事故及び不祥事	・団体等の運営上、過去2年間において重大な事故や不祥事がなかったか。	210	2	4
		5 管理者の責任とリーダ ーシップ	・管理者等の役割と責任がスタッフに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか。	210	1	2
		6 会計処理	・当該施設に適用される会計処理規程(経理規程等)が作成されており、規程に基づき会計処理が適切に行われているか。	210	1	2
		7 資金収支及び事業活動 収支の状況	・団体等全体で過去2年間又は累積での赤字が生じていないか。	210	2	4
		8 記録の管理状況	・利用者に関する記録が適正に作成され保管されているか。	210	1	2
		9 外部評価	・第三者評価等の外部評価を受審し、評価結果を公表しているか。	210	1	2
		10 苦情解決(※)	・苦情があった際に適切に対応しているか。(第三者委員を設置しているか。)	210	1	2
		11 プライバシー保護(※)	・利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアルを整備し、適切に運用しているか。	210	1	2
		12 人材育成	・研修計画が策定されており、かつ、計画どおり実施されているか。	210	1	2
		13 法令遵守(※)	・守るべき法、規範、倫理等が明文化され、職員に周知されているか。	210	1	2
		14 情報公開	・経営、運営状況等の情報が積極的に公開されているか。	210	1	2
3 現在運営し ている認定こど も園、幼稚園、 保育園の状況	15 地域との連携	・近隣住民との関係が良好であるか。 ・地元自治会等との協働事業を実施しているか。	210	2	4	
	16 教育・保育の方針	・教育・保育の方針が明らかにされており、当該方針の下でどのような教育・保育が行われているか。	210	1	2	
	17 乳児の保育(※)	・産休明け(生後57日)保育を実施しているか。	210	1	2	
	18 個別事情に配慮した給 食の提供(※)	・離乳食、摂食障害、食物アレルギー、宗教上の理由、体調不良等の個別事情に応じた調理、配膳、食事環境等の対応がなされているか。	210	2	4	
	19 職員(正規職員)の人数	・職員配置基準と比較してどの程度の職員が配置されているか。	210	2	4	
	20 職員の勤続年数	・法人等全体でベテラン、中堅、若手職員がバランスよく配置されているか。	210	2	4	
	21 技術の向上	・教育、保育の計画や記録が定型化されており、定期的に報告会等が開催されているか。	210	1	2	
	22 意思決定	・重要な意思決定について、職員、保護者に対して十分な説明がなされているか。	210	2	4	
小 計						58
25点満点換算						25

※ 幼稚園のみを運営する法人において、同項目の対象とならない場合は、審査対象外とする。

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点
事業計画	1 運営理念	23 施設の運営理念等	・施設の運営理念や運営方針は開智幼稚園を引き継ぐ適切なものであるか。	2 1 0	1	2
		24 地域との連携	・地域に根差した施設運営を行う計画となっているか。	2 1 0	2	4
		25 地域における子育て支援	・地域における子育て支援に対する考え方は妥当か。	2 1 0	1	2
		26 利用者の尊重	・人権の尊重、守秘義務、個人情報保護、説明責任についての理念を明示しているか。	2 1 0	1	2
	2 運営計画	27-1 運営計画①	・運営計画は開智幼稚園を引き継ぐ適切なものであるか。	2 1 0	2	4
		27-2 運営計画②	・運営計画を実践できる教育、保育を実践しているか。	2 1 0	2	4
		27-3 運営計画③	・延長保育や一時預かり事業(一般型)の実施など保護者が利用しやすいものであるか。	2 1 0	2	4
		28 情報開示の積極的姿勢	・積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。	2 1 0	1	2
		29 利用者の意見反映	・利用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか。	2 1 0	2	4
		30 教育・保育の質の確保・向上	・教育・保育の質の確保・向上に向けた組織的、具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
		31 配慮が必要な児童への対応	・給食、障害児、被虐待児、要家庭支援、外国に文化的背景を持つ子ども等、配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
		32 中長期計画	・中長期的な視野に立った具体的な提案となっているか。	2 1 0	1	2
		33 近隣への配慮	・敷地外も含めた駐車場の確保や保護者への指導といった送迎車両対策をはじめ、近隣への配慮が十分であるか。	2 1 0	2	4
		34 職員の配置計画	・職員の配置基準を満たす計画であるとともに、勤務年数豊富な施設長、保育教諭、栄養士等が配置されているか。	2 1 0	2	4
3 施設運営体制	35 働きやすい職場環境	・職員が働きやすい職場環境となっているか。	2 1 0	1	2	
	36 職員の人事考課	・人事考課の考え方を明示しているか。	2 1 0	1	2	
	37 職員の人材確保・育成	・人材確保の方策は実現可能性があり、かつ有用なものか。 ・研修計画を作成の上、計画に基づいた専門知識・技術の向上に向けた研修機会を組織的に確保しているか。	2 1 0	2	4	
	38 人材育成への貢献	・実習生受入れに対する体制が整備されているか。	2 1 0	1	2	
	39 職員の勤務体系・給与体系	・労働基準法に基づいた就業規則を整備し、給与等労働条件に関する規程を整備しているか。	2 1 0	1	2	
	40 経営管理計画	・サービスの質の確保と経営の効率性のバランスがとれた計画になっているか。	2 1 0	1	2	
	41 内部牽制体制	・経費の執行等について複数の者でチェックする内部牽制体制が示されているか。	2 1 0	1	2	
5 危機・安全管理	42 事故防止	・事故防止のためのマニュアルを整備し、訓練体制を確立しているか。	2 1 0	2	4	
	43 緊急時の対応	・緊急時のマニュアルを整備し、組織体制を確立しているか。	2 1 0	2	4	
	44 感染症等の対応	・感染症や食中毒予防対策のためのマニュアルを整備し、具体的な予防策を確立しているか。	2 1 0	2	4	
	45 衛生管理	・施設内の物品等の整理整頓及び衛生管理対策が明示されているか。	2 1 0	2	4	
	46 災害対策	・消火訓練、避難訓練等の実施計画や備えがあるか。	2 1 0	2	4	
6 財務状況	47 基本財産	・基本財産は十分に確保されているか。	2 1 0	1	2	
	48 現金、預貯金等	・現金、預貯金等が十分に確保されているか。	2 1 0	1	2	
	49 積立金等	・整備に必要な経費が十分に積み立てられているか。	2 1 0	1	2	
	50 借入金の状況	・借入金の額及びその返済状況は妥当な範囲か。	2 1 0	1	2	
	51 資金計画	・今後の資金計画は、無理がなく余裕のあるものであるか。	2 1 0	1	2	
7 上記以外で特にPRしたい内容	52 その他のPR事項			2 1 0	2	4
小計						96
75点満点換算						75

審査項目 (大項目)	審査項目 (中項目)	審査項目 (小項目)	審査基準	評価点	係数	満点の 得点	
整備計画	1 整備内容	53-1 整備内容①	・事業計画実現のために合理的な整備計画であるか。	2 1 0	2	4	
		53-2 整備内容②	・施設基準を満たすことはもとより、事業計画の実現のための効果的な工夫がされているか。	2 1 0	2	4	
		53-3 整備内容③	・旧市街地美観地区であることを踏まえ、周囲の景観との調和した園舎のデザインとなっているか。	2 1 0	2	4	
		53-4 整備内容④	・将来的な増築等を想定した施設配置・整備計画となっているか。	2 1 0	2	4	
		53-5 整備内容⑤	・駐輪スペースの設置も含めた外構計画が適切なものであるか。	2 1 0	2	4	
		53-6 整備内容⑥	・市内産木材を積極的に活用する整備計画となっているか。	2 1 0	2	4	
	2 実施体制	54 整備事業の実施体制	・整備事業の実施体制は十分か。	2 1 0	2	4	
		55 地域経済への貢献	・市内の事業者の活用や新たな雇用の創出に努め、地域経済に貢献しているか。	2 1 0	2	4	
小 計						32	
50点満点換算						50	

合計得点				150
------	--	--	--	-----

# 実地審査

別紙5

- ※ 該当する項目に○を付けたうえで、「評価」欄を記入してください。また、「具体的取組・特記事項」欄に具体的な取組状況を記入してください。
- ※ 【書面審査項目】と記載している項目については、実地審査で確認をしたうえで、書面審査において付点します。
- ※ 実地審査を行う施設において、審査項目が該当しない場合は審査対象外としますので、「具体的取組・特記事項」欄にどの項目が対象外であるか、及びその理由を記入してください。

## 実地審査 第1 子どもの尊重

### 第1-1 教育・保育方針の共通理解と保育課程等の作成

第1-1-(1) 日常の教育・保育を通して子どもの意見や意思を汲み取る努力をし、指導計画に反映させているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当した上で、次のすべてに該当する。		
	教育・保育課程に基づき、年齢ごとに指導計画を作成している。		
	必要なことをきちんと説明し、納得できることを大切にしている。		
	態度・表情などから子どもの思いを受け止め言語化したり、言語化できる子どもからは意見・要望を聞いている。		
	子どもの自主性や主体性を育て、発揮できるような指導計画となっており、計画には柔軟性を持たせている。		
B	教育・保育課程を作成している。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

### 第1-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施

第1-2-(1) 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの発達や状況に応じて指導計画の作成・評価・見直しを行っている。		
	評価、改訂にあたっては、複数の職員が参画して作成している。		
	評価、改訂にあたっては、保護者の意向も反映している。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

# 実地審査 第1 子どもの尊重

## 第1－3 快適な施設環境の確保

第1－3－(1) 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ、採光、換気、照明等)への配慮がなされているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	施設の屋内・外とも、常に清潔に保たれている。		
	通風・換気等が確保され、気になる臭いを取り除く工夫をしている。		
	施設内の温・湿度の管理が日々適切に行われている。		
	陽光を十分取り入れるよう配慮している。		
	音楽や職員の声などが騒音にならないよう、配慮している。		
B	Aの中できれいな3つは該当する。		
C	Aの中で1～2つ該当する、又は全く行っていない。		

第1－3－(2) 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	低年齢児には、小集団保育が行なわれるよう、保育室の使い方を工夫している。		
	食べる・寝るなどの機能別の空間を確保している。		
	屋内に異年齢児間の交流の場がある。		
	B Aの中できれいな1つは該当する。		
	C 上記のいずれにも該当しない。		

## 第1－4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力

第1－4－(1) 子ども一人ひとりの状況に応じて教育・保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	0～2歳児については、個別指導計画を作成している。		
	幼児についても、特別な課題がある場合には、個別指導計画を作成している。		
	個別の目標・計画は、子どもの発達状況に合わせ作成し、反省評価している。		
	個別指導計画の作成・見直しにおいて、重要部分を保護者に説明し、同意を得ている。		
	B Aの中できれいな2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

# 実地審査 第1 子どもの尊重

第1-4-(2) 子ども一人一人の発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
Bに該当した上で、次の全てに該当する。			
A	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。		
	入園後の子どもの成長発達記録がある。		
	子どもの記録内容は全職員が共有できるしくみになっている。		
	重要な申し送り事項が記録され、進級時等に伝達されている。		
B	幼稚園児指導要録、認定こども園こども要録、保育所児童保育要録のいずれかを小学校に送付している。その上でAの2つ以上に該当する。		
C	Aの中で1~2つ該当する、または該当しない。		

## 第1-5 教育・保育上、特に配慮を要する子どもへの取り組み

第1-5-(1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ、教育・保育する上で必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
Bに該当した上で、次のすべてに該当する。			
A	個別のケースについて会議で話し合われ、記録がある。		
	最新の情報を職員間で学習し、保育に活かしている。		
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファーリングされている。		
B	特に配慮を要する子どもを積極的に受け入れる姿勢がある。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

第1-5-(2) 障害児教育・保育のための環境整備、教育・保育内容の配慮を行っているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
次のすべてに該当する。			
A	障害児教育・保育のための環境整備に配慮している。		
	保護者の同意を得て、医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。		
	障害の特性を考慮した個別指導計画が立てられている。		
	障害児教育・保育について全職員で学習し、話し合える体制ができている。		
	障害児と障害のない子どもの関わりに配慮をしている。		
B	Aの中でいずれか3つは該当する。		
C	Aの中で1~2つ該当する、又は全く行っていない。		

# 実地審査 第1 子どもの尊重

第1-5-(3)虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心がけているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。		
	虐待の定義が全職員に周知されている。		
	虐待が疑わしい場合に、関係機関に迅速に通告・相談する体制を整えている。		
	見守りが必要な場合は関係機関との連携をとっている。		
	家庭支援の必要な保護者を援助し、虐待の予防に配慮している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第1-5-(4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

【書面審査項目18 様式16】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。		
	子どものかかりつけ医の指示書に基づき、適切な対応を行っている。		
	全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。		
	食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、除去食・代替食を提供している。		
	除去食・代替食を提供する場合は、誤食事故を防止するためトレイや名札等を使用している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第1-5-(5) 外国籍や帰国子女など、文化の異なる子どもに対して適切な配慮がされているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。		
	文化(言語・表現・食事)や生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。		
	文化や生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。		
	意思疎通が困難な場合の対応策がある。		
	B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

# 実地審査 第1 子どもの尊重

## 第1－6 苦情解決体制

第1－6－(1) 保護者がサービスについての要望や苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

【書面審査項目10 様式9】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	第三者委員に、直接苦情を申し立てることができる。		
	保護者に対して、意見箱・懇談会・アンケート等で進んで要望や苦情を聞いている。		
	自分で意見を表明するのが困難な園児や保護者に対して具体的な配慮がなされている。		
	権利擁護機関など他機関の苦情解決窓口を紹介している。		
B	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に保護者に説明されている。		
C	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。		

第1－6－(2) 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組みになっているか。

【書面審査項目10 様式9】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	要望や苦情を受付け対応するためのマニュアル等文書化されたものが整備されている。		
	第三者委員を交えて対応する仕組みができている。		
	園単独で解決困難な場合には、外部の権利擁護機関や相談機関との連携体制がつぐられている。		
	要望や苦情の解決策が会議等を通じて職員に理解・周知されている。		
	過去の苦情・トラブルや要望のデータを蓄積・整理し、解決に活かしている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	マニュアル等文書化されたものが整備されておらず取り組みが不十分である。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

### 第2-1 教育・保育の内容

第2-1-(1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本、教材、落ち着いて遊べるスペースなど)ができるか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもがおもちゃや教材等を自分で取り出して遊べるようになっている。		
	年齢や発達にふさわしい環境構成に配慮している。		
	子どもがそれぞれ落ち着いて遊べるスペースを確保している。		
	子どもが自分の好きなことをして遊び込める時間が十分に確保されている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの自由な発想を受け止め、それを集団活動に取り入れている。		
	子どもがそれぞれ自由に友達と遊んだり、落ち着いて一人で遊んだりしている。		
	一斉活動は、みんなで一緒に遊ぶ楽しさとともに、友だち関係やルールを守る等の社会性を重視して、年齢に応じて取り入れている。		
	自由遊びの中で一人ひとりが興味・関心を持って遊べるよう、保育士が援助している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	栽培や飼育を通して得られる体験を、教育・保育活動にフィードバックしている。		
	子どもたちが散歩等で、日常的に地域の大人や子どもたちと挨拶・会話を交わしている。		
	園外活動で地域を知り、自然に触れる機会を積極的に設けている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-1-(4) 子どもが歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮されているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの年齢や発達状況にあわせて自由に表現できるよう配慮している。		
	子どもが自発的に表現するよう様々な素材を用意するなど、自由に使えるよう配慮されている。		
	子どもが自由に歌ったり、絵を描いたりしている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

第2-1-(5) 遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子ども同士のけんか等については、危険のないよう見守りながら、子ども同士で解決ができるよう援助している。		
	子ども同士が関わりを持てるよう配慮している。		
	職員は、常に公平で温かい態度・言葉遣い等で子どもに接し、信頼関係を築いている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

第2-1-(6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	散歩や屋外活動などを積極的に取り入れている。		
	散歩や屋外活動を行なう際には、紫外線対策やアレルギーへの対処を行なっている。		
	発達段階に応じた、遊びの環境を意識してつくっている。		
	子どもの既往歴や健康状態に合わせた遊びを工夫している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-1-(7) 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	職員が、子どもの負担になるほどに残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。		
	授乳は、個々のリズムに合わせて、抱いて目を合わせたり、微笑みかけたりしながらやつたりと飲ませている。		
	授乳する時や離乳食を食べさせる時は、子どものペースを尊重している。		
	離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子どもの状況に配慮して行っている。		
	子どもが自分から食べようとする意欲や行動を大切にしながら、適切な言葉かけや援助をしている。		
	子どもたちが食事及びその過程(調理・配膳・片づけ)に関心を持つよう工夫している。		
B	Aの中でいずれか4つは該当する。		
C	Aの中で1~3つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(8) 食事の場、食材、食器等に配慮しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次の全てに該当する。		
	季節感のある献立や食欲がわくような盛りつけなどの食事作りに配慮している。		
	食事の場としての雰囲気づくりに配慮している。		
	食材や食器の安全性に配慮し、産地掲示や地元食材の使用促進等に努めている。		
	乳児クラスは、食器・食具の提供をしている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(9) 子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫に活かしているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの好き嫌いを把握し、盛り付けや調理方法を工夫している。		
	栄養士や調理担当者が、子どもたちの食事の様子を見る機会を設けている。		
	残食を調査記録し、献立・調理の工夫に反映させている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-1-(10) 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	献立表を作成し、事前に配布している。		
	献立作成のポイントを明記した情報提供を行っている。		
	定期的にレシピを提示し、保護者に園で提供する食事に対する関心を促している。		
	保護者が試食できる機会等を設けて、栄養・味付け・食べ方(嗜み方)等、園で配慮していることを知らせている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(11) 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	眠れない子ども、眠くない子どもには午睡を強要せず、静かに過ごさせるなど柔軟な対応をしている。		
	安心して心地よい眠りにつけるよう、午睡・休息の場を工夫している。		
	乳幼児突然死症候群に対する対策を行なっている。		
	B Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-1-(12) 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	一人ひとりの排泄のリズムをとらえ、個人差を尊重している。		
	トイレットトレーニングは一人ひとりの発達状況に応じて個別に対応している。		
	園での排泄状況を保護者に伝え連携を密にしている。		
	おもらしをした子どもを激しく叱ったり、心を傷つけるような対応をしてはならないことを、全職員が認識している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

### 第2-2 健康管理・衛生管理・安全管理

第2-2-(1) 子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの健康状態を把握している。		
	既往症について常に保護者から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。		
	必要に応じて園での子どもの健康状態を保護者に伝え、降園後の対応について話し合っている。		
	食後の歯磨き指導を行うなど、虫歯にならない予防策をとっている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-2-(2) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	一人ひとりの健康診断・歯科健診の記録がある。		
	健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝え、連携を密にしている。		
	健診結果に基づき、嘱託医やかかりつけ医との連携を図っている。		
	B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

第2-2-(3) 感染症等への対応に関するマニュアルがあり、保護者にも徹底しているか。

【書面審査項目43 様式40】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	登園停止基準や教育・保育中に感染症等の疑いが生じた場合の対応がマニュアルに明記され、保護者に周知している。		
	教育・保育中に発症した時は、保護者への連絡をすみやかにし、対応については保護者の事情も考慮している。		
	感染症が発生した時は、速やかに保護者に情報提供している。		
	おむつや排泄物の処理が適切に行われ、感染症の蔓延予防に心がけている。		
	感染症に関する最新情報を職員が共有している。		
B	感染症等への対応に関するマニュアルがある。		
C	感染症等への対応に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-2-(4) 衛生管理が適切に行われているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	マニュアルは、職員参加により定期的(内容により異なるが、最低年1回を目安)に見直しを行っている。		
	マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的(採用時に1回、採用後は最低年1回)に研修を実施するなど、具体策を講じている。		
	マニュアルに基づき清掃及び消毒等が行われ、清潔・適切な状態が保たれている。		
B	衛生管理に関するマニュアルがある。		
C	衛生管理に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。		

第2-2-(5) 安全管理に関するマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。【書面審査項目41、42 様式38、39】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	園内の施設等の安全面の点検を定期的に行っていている。		
	地震等を想定し、備品等の転倒防止など安全対策を講じている。		
	マニュアルは、事故や災害に適切に対応しており、全職員に周知されている。		
	緊急連絡体制が確立している。		
	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を実施している。		
	職員が救急救命法を身につけている。		
B	安全管理に関するマニュアルがあり、Aの中で3つ以上該当する。		
C	安全管理に関するマニュアルがない。又は、Aの中で1~2つ該当する、又は全く行なっていない。		

第2-2-(6) 事故や災害発生時及び事後の対応体制が確立しているか。

【書面審査項目42、45 様式39、42】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	保護者や救急機関、地域への連絡体制が確立している。		
	子どものケガについては、軽傷であっても必ず保護者に状況を報告し、記録している。		
	職員会議などで事故の報告、再発防止策の検討が行われ改善策が実行されている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-2-(7) 外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

【書面審査項目42 様式39】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠等)が講じられている。		
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。		
	不審者の情報が関係機関、近隣住民等から得られるネットワークができている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 第2-3 人権の尊重

第2-3-(1) 教育・保育中の子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもに対して威圧的な言葉遣い、無視が行われないよう、職員間で相互に配慮している。		
	せかしたり強制したりせず、おだやかに分かりやすい言葉で話をしている。		
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。		
	子どもの人格を辱めるような罰を与えたり、自尊心を傷つけるような保育を行ってはならないことを、全職員が認識している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-3-(2) 個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

【書面審査項目11 様式10】

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	守秘義務の意義や目的を全職員(ボランティア・実習生含む)に周知している。		
	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知している。		
	個人情報の取り扱いについて、保護者に説明し了解を得ている。		
	個人情報に関する記録は施錠できる場所に保管、管理している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-3-(3) 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	遊びや行事の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。		
	順番、グループ分け、整列など性別にしていない。		
	子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的にとられた話し方、表現をしないようにしている。		
	無意識に性差による固定観念で保育をしていないか、職員同士で話し合う機会をつくっている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

### 第2-4 保護者との交流・連携

第2-4-(1) 保護者が教育・保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	保護者に対しては、全体会又は懇談会などで説明する機会を設けている。		
	日常保育の中で、園だよりや連絡帳などで教育・保育方針が理解されるよう努力している。		
	入園時に配布する園のしおりやパンフレットなどに教育・保育方針を明記している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-4-(2) 個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	子どもの送迎時に、その日の子どもの様子を伝えるよう配慮している。		
	連絡帳やメールなどできめ細かに情報交換を実施している。		
	保護者の意向を踏まえて個別面談を実施している。		
	クラス全体の様子を伝える保護者懇談会等を実施している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-4-(3) 保護者の相談に応じているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	相談内容などを人に聞かれないと相談できるよう、配慮している。		
	相談を受けた職員が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制になっている。		
	相談は記録し、継続的なフォローができている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第2 教育・保育の実施内容

第2-4-(4) 教育・保育の内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	「園だより」など定期的に発行している。		
	園内に、その日の教育・保育の様子を知らせる情報を掲示している。		
	クラスごとの保護者懇談会などで、教育・保育内容・目的を分かりやすく説明し情報提供を図っている。		
	ビデオや写真などを撮って、日常の教育・保育の様子を伝える努力をしている。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-4-(5) 保護者の教育・保育参加を進めるための工夫をしているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	年間行事予定であらかじめ日時を知らせ、保護者が教育・保育参加のための休暇等の予定を立てやすくしている。		
	教育・保育参観又は教育・保育参加を積極的に受け入れている。		
	教育・保育参観、懇談会等に出席できなかった保護者へのフォローを行っている。		
	B Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

第2-4-(6) 保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行なっているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	保護者が自主的な活動ができるように場所等の提供をしている。		
	保護者の活動に要請があれば職員も参加をしている。		
	保護者組織とは常にコミュニケーションをとっている。		
	B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第3 地域支援機能

### 第3-1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供

第3-1-(1) 地域の子育て支援ニーズに応じて施設の専門性を活かしたサービスを提供しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	地域の子育て支援ニーズについて、定期的(年に1回程度)に職員間で話し合われている。		
	地域での子育てを支援するためのサービス(一時保育、交流保育、園庭開放等)を提供している。		
	地域住民に向けて子育てや教育・保育に関する講習・研修会を開催している。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

### 第3-2 園の専門性を活かした相談機能

第3-2-(1) 地域住民への情報提供や育児相談に応じているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	情報提供や育児相談を実施している。		
	育児相談については、定期的(最低週に1日)に相談日を設けて対応している。		
	園からのお知らせを地域に回覧するなどして、情報提供に努めている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

第3-2-(2) 相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報を職員が共有している。		
	関係機関との連携の担当者が決められている。		
	関係機関・団体等との日常的な連携ができている。		
B	Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第4 開かれた運営

### 第4-1 園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ

第4-1-(1) 子どもと地域との日常的な交流により、子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。		
	日常的に地域の人達と接する機会(散歩・買い物等)に積極的に交流を図っている。		
	日常的に他の園・学校・福祉施設等との交流を図っている。		
	地域の行事や活動に参加できるよう配慮している。		
B	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する、又は全く行っていない。		

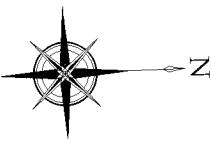
### 第4-2 サービス内容等に関する情報提供

第4-2-(1) 利用希望者にわかりやすく情報を提供し、問い合わせや見学に対応しているか。

判断基準		具体的取組・特記事項	評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	園の基本方針や利用条件・サービス内容等についての問い合わせに対しては、當時対応できるようになっている。		
	利用希望者に見学ができることを案内している。		
	教育・保育に支障をきたさない範囲で、曜日や時間は見学希望者の都合に対応している。		
	園のパンフレット・広報誌・ホームページ等により、地域や関係機関に随時、情報を提供している。		
B	園の基本方針や利用条件・サービス内容等について、パンフレット等の資料や文書に基づいて説明している。		
C	上記のいずれにも該当しない。		

# 開智幼稚園位置図



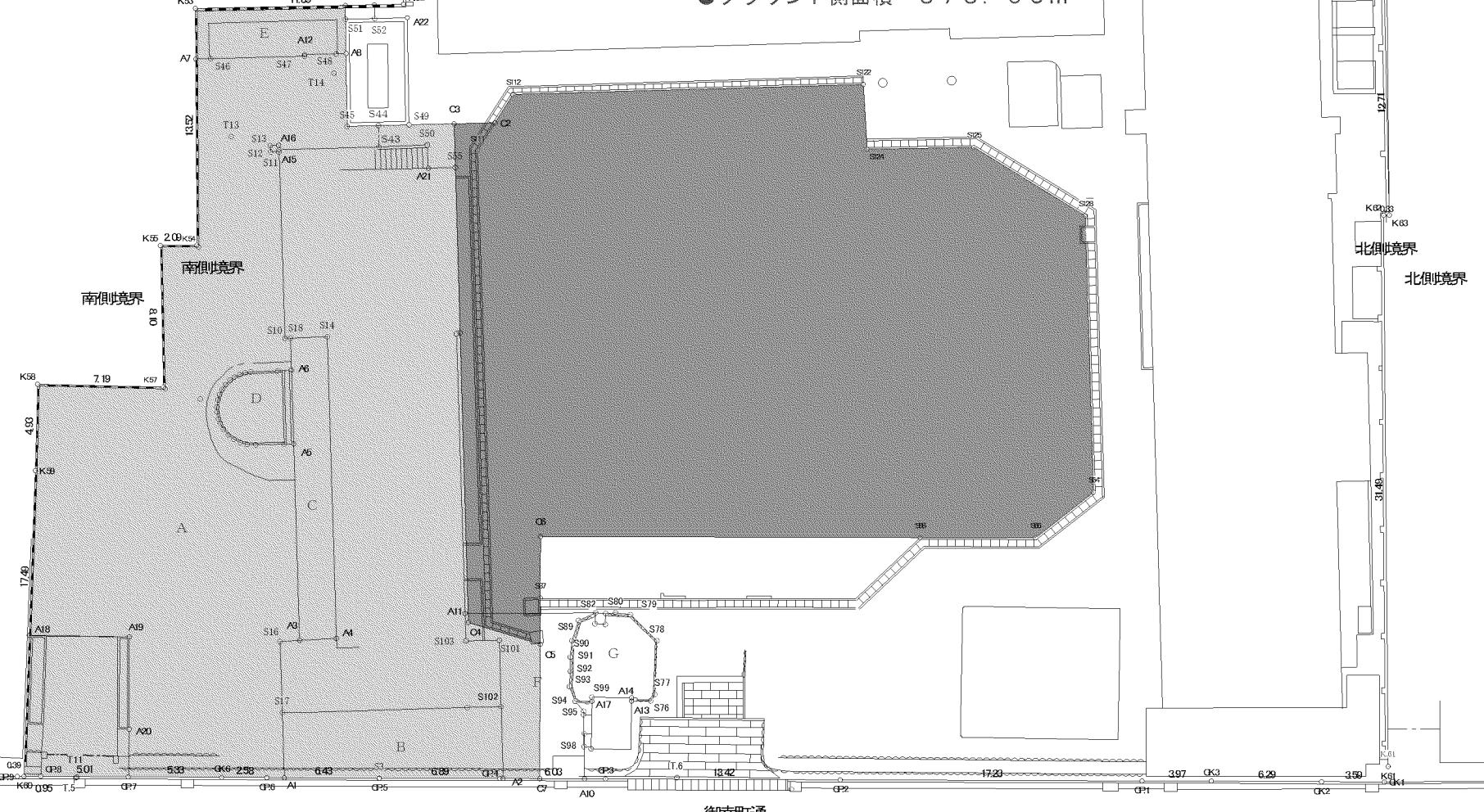


麹屋町通

麹屋町通

●開智幼稚園側面積 = 886.27 m<sup>2</sup>

●グラウンド側面積 = 878.05 m<sup>2</sup>



御幸町通

## ○ 分筆想定図

求 積 表

地番 NO	①			
	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> • (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
C1	-110856.937	-21382.480	-7.085	785421.39865
K. 53	-110865.497	-21382.657	13.335	-1478391.40250
K. 54	-110865.954	-21369.145	13.445	-1490592.75153
K. 55	-110868.043	-21369.212	8.030	-890210.38529
K. 57	-110868.201	-21361.115	7.634	-846367.84643
K. 58	-110875.375	-21361.578	4.457	-494171.54638
K. 59	-110875.708	-21356.658	22.355	-2478626.45234
K. 60	-110877.066	-21339.223	17.458	-1935691.81823
GP. 8	-110876.112	-21339.200	0.271	-30047.42635
GP. 7	-110871.112	-21338.952	0.487	-53994.23154
GK. 6	-110865.786	-21338.713	0.366	-40576.87768
GP. 6	-110863.211	-21338.586	0.425	-47116.86468
GP. 5	-110856.792	-21338.288	0.588	-65183.79370
GP. 4	-110849.911	-21337.998	0.392	-43453.16511
C7	-110847.632	-21337.896	-7.562	838229.79318
C5	-110847.298	-21345.560	-9.083	1006826.00773
C4	-110851.346	-21346.979	-29.912	3135785.46155
C3	-110851.004	-21375.472	-28.451	3153821.91480
S45	-110857.105	-21375.572	-7.005	776886.59184
		合 計	-1772.55144	
		合 計 面 積	886.2757	
		地 積	886.27 m <sup>2</sup>	

地番 NO	②			
	X <sub>n</sub>	Y <sub>n</sub>	Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub>	X <sub>n</sub> • (Y <sub>n+1</sub> - Y <sub>n-1</sub> )
C5	-110847.298	-21345.560	4.732	-524529.41414
C4	-110851.346	-21346.979	-29.912	3315785.46155
C3	-110851.004	-21375.472	-28.451	3153821.91480
C2	-110848.664	-21375.430	-1.539	170596.09390
S112	-110847.569	-21377.011	-1.332	147648.96191
S122	-110827.548	-21376.762	3.951	-437879.64215
S124	-110827.501	-21373.060	3.841	-425688.43134
S125	-110821.388	-21372.921	4.316	-478305.11061
S128	-110815.184	-21368.744	19.970	-2212979.22448
S64	-110815.363	-21352.951	18.263	-2023820.97447
S66	-110818.777	-21350.481	2.183	-241917.39019
S68	-110825.367	-21350.768	-1.230	136315.20141
O6	-110847.031	-21351.711	5.208	-577291.33745
		合 計	1756.10874	
		合 計 面 積	878.0544	
		地 積	878.05 m <sup>2</sup>	

総合計面積 1764.3301 m<sup>2</sup>

